

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示

鳥取県告示第百四十八号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく保険医を次のように指定した。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

目次

- ◇告示 健康保険法等に基づく保険医の指定
健康保険法等に基づく保険医の異動
健康保険法等に基づく保険医の指定取消
陸運事務所専用公印を使用する証票について
大字の設置
結核予防法に基づく医療機関の指定
- ◇選管告示 解散団体の收支報告書要旨
- ◇雜報 包表規格細目の一部改正
- ◇正誤 昭和二十八年五月一日鳥取県告示第百九十四号中訂正

診療科名

名 称 住 所

氏 名 指 定 年 月 日

内、小兒科	乾 医院	氣高郡鹿野町大字鹿野一、三三五	乾 和彦	昭和二十八年四月十日
"	小川 医院	西伯郡和田村四三二六	小川 琢郎	四月一日

齒科	倉繁齒科医院	東伯郡倉吉町魚町	仲 洋典	五月一日
内科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町	竹内 昭子	五月十三日
外科	星野 医院	鳥取市川端四丁目三九	星野 信敏	" "
齒科	八百谷齒科医院	八頭郡用瀬	八百谷一洋	六月一日

鳥取県告示第百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名	診療所の名称	氏名	異動事由	住 所	異動年月日
------	--------	----	------	-----	-------

齒科	横原齒科医院	横原 榮	氏名変更	八頭郡用瀬町	昭和二十八年三月一日
----	--------	------	------	--------	------------

鳥取県告示第百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名	診療所	氏名	取消事由	取消年月日
------	-----	----	------	-------

外科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一 杉浦 純官	入学転出	昭和二十八年五月十四日
----	---------	--------------	------	-------------

鳥取県告示第百五十二号

昭和二十六年六月二十六日付鳥取県告示第三百六号をもつて公示した陸運事務所専用の知事公印を使用する証票を次のとおり変更する。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 追加する証票
 - 軽自動車届出済証
 - 自動車登録原簿謄本
 - 自動車登録簿抄本
 - 自動車新規登録用謄本

- 二 削除する証票
 - 自動車登録番号標封印取付囑託書
 - 自動車検認票
 - 確認証明書
 - 登録まつ、消証明書
 - 自動車登録証

鳥取県告示第百五十三号

東伯郡羽合町において、次のとおり大字をあらたに設置し、昭和二十八年五月十五日から施行する旨地方自治法第二百六十条の規定に基く届出があつた。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武
昭和二十八年三月三十一日現在における宇野村の区域をもつて羽合町大字宇野を設置する。

鳥取県告示第二百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年六月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

名 称 所 在 地 管轄保健所指定年月日

佐古眼科醫院 米子加茂町二丁目 米子保健所 昭和二十八年六月九日

大成村国民健康保険直営診療所 大茅分院岩美郡大成村大字栃本四七七番地二 鳥取保健所 昭和二十八年六月九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会第四十号

政治資金規正法第十七条の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和二十八年六月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 自昭和二十八年一月一日（解散によるもの）至同 年五月二十五日

三 報告書の要旨

団体名	容附及 収入又は 寄附の総額		一件千円 以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額	数	額	
因伯みたて会 浜村支部	1	1	1	1	1	1	1	1	昭二八、二〇
全国専売事業政治連盟米子支部	1	1	1	1	1	1	1	1	五、一九
鳥取県労働西部地区協議会	1	1	1	1	1	1	1	1	五、二七
鳥取県労働組合協議会選挙対策委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	
鳥取県中学校教職員組合	1	1	1	1	1	1	1	1	
鳥取県高等学校教職員組合	1	1	1	1	1	1	1	1	

四 主たる寄附者及び支出

- (一) 寄附者
 - (二) 支出
- (該当なし)

雑 報

農産物検査法第六条第一項による農産物規格規程（昭和

二十六年四月農林省告示第百三十三号）に基く包装規格細目の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月九日

